【沖縄県八重山事務所】 高圧ガス関係業務一覧表

製造事業関連

- 1 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第2項の規定に基づき、高圧ガスの製造の届出 を受理すること。
- 2 高圧ガス保安法第14条第4項の規定に基づき、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の届出を受理すること。
- 3 高圧ガス保安法第21条第2項の規定に基づき、高圧ガスの製造の事業の廃止の届出を受理すること。
- 4 高圧ガス保安法第21条第3項の規定に基づき、高圧ガスの製造の廃止の届出を受理すること。

貯蔵所関連

- 1 高圧ガス保安法第16条第1項の規定に基づき、第1種貯蔵所の設置を許可すること。
- 2 高圧ガス保安法第17条第2項の規定に基づき、第1種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位の 承継の届出を受理すること。
- 3 高圧ガス保安法第17条の2の規定に基づき第2種貯蔵所の届出を受理すること。
- 4 高圧ガス保安法第19条第1項の規定に基づき、第1種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事を許可すること。
- 5 高圧ガス保安法第19条第2項の規定に基づき、第1種貯蔵所の軽微な変更の工事をした旨の届出を受理すること。
- 6 高圧ガス保安法第19条第4項の規定に基づき、第2種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事を受理すること。
- 7 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づき、第1種貯蔵所の工事の完成検査を行うこと(第1 種貯蔵所に係る完成検査に限る。)。
- 高圧ガス保安法第20条第1項ただし書の規定に基づき、協会又は指定完成検査機関が行う完成 8 検査を受け、経済産業省令で定める技術上の基準に適合している旨の届出を受理すること(第1 種貯蔵所に係る届出に限る。)。
- 9 高圧ガス保安法第20条第2項の規定に基づき、検査記録の届出を受理すること(第1種貯蔵所に係る届出に限る。)。
- 10 高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づき、第1種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の完成検査を行うこと(第1種貯蔵所に係る完成検査に限る。)。
- 11 高圧ガス保安法第20条第3項第2号の規定に基づき、認定完成検査実施者による完成検査記録の届出を受理すること(第1種貯蔵所に係る届出に限る。)。

販売事業関連

- 1 | 高圧ガス保安法第20条の4の規定に基づき、販売事業の届出を受理すること。
- 2 高圧ガス保安法第20条の5第2項の規定に基づき、販売業者等に対し、周知させ、又はその周知の方法を改善すべきことを勧告すること。
- 3 │高圧ガス保安法第20条の7の規定に基づき、高圧ガスの種類の変更の届出を受理すること。
- 4 高圧ガス保安法第21条第5項の規定に基づき、高圧ガス販売事業の廃止の届出を受理すること。

輸入関連

- 1 |高圧ガス保安法第22条第1項の規定に基づき、輸入した高圧ガス及び容器の検査を行うこと。
- 2 高圧ガス保安法第22条第3項の規定に基づき、検査に合格しなかった輸入高圧ガス又は容器の廃棄その他必要な措置を命ずること。

【沖縄県八重山事務所】 高圧ガス関係業務一覧表

特定高圧ガス消費関連

- 1 高圧ガス保安法第24条の2の規定に基づき、特定高圧ガスの消費の届出を受理すること。
- 高圧ガス保安法第24条の4第1項の規定に基づき、特定高圧ガスの消費のための施設の位置、 2 構造若しくは設備の変更の工事又は消費をする特定高圧ガスの種類若しくは消費の方法の変更 の届出を受理すること。
- 3 高圧ガス保安法第24条の4第2項の規定に基づき、特定高圧ガスの消費の廃止の届出を受理すること。

保安統括者等選解任関連

- 1 高圧ガス保安法第27条の2第5項の規定に基づき、保安統括者等の選任又は解任の届出を受理すること。
- 2 高圧ガス保安法第27条の4第2項の規定に基づき、冷凍保安責任者の選任又は解任の届出を受理すること。
- 3 高圧ガス保安法第28条第3項の規定に基づき、販売主任者又は取扱主任者の選任又は解任の届出を受理すること。
- 4 高圧ガス保安法第33条第3項の規定に基づき、保安統括者等の代理者の選任又は解任の届出を受理すること。

各種報告関連

- 1 高圧ガス保安法第36条第2項の規定に基づき、高圧ガス施設又は容器が危険な状態となったときの届出を受理すること。
- 2 高圧ガス保安法第39条の11第1項の規定に基づき、認定完成検査実施者による特定変更工事の 検査記録の届出を受理すること(第1種貯蔵所に係る届出に限る。)。
- 3 高圧ガス保安法第63条第1項の規定に基づき、事故届等の届出を受理すること。